

抽 出 案 件 概 要（随意契約）

項 目		説 明 内 容
契約名 (工事・物品・役務等の別)		令和7年度食料・農業・農村基本政策企画調査委託事業（小売店でのアフリカ豚熱ウイルス検出を受けた緊急対策プロジェクトのうち国際線航空機内での動物検疫に係る動画放映） (役務)
概 要		豪州や台湾では、国際線の航空機内において全席のモニターで肉製品が持込禁止である旨を伝える動画を放映し、旅客に肉製品の自主的な廃棄等を促すことで、動物検疫の実効性を高めるとともに、効率化を図っている。 こういった海外諸国の好事例に倣い、我が国における効果検証するため、効果検証を行うもの（効果があるのであれば、海外からの旅客数の多い季節に動画を放映し、自主廃棄を促すことで、限られた人員の中でより効率的な動物検疫が実施できると考えられる。）。 具体的には、動物検疫に係る動画（令和5年度に作成済）を国際線機内で放映し、空港においてアンケート調査（別事業として発注）を実施することで、効果検証を行うものである。 なお、本事業は動物検疫に係る動画（令和5年度に作成済）を国際線機内で放映する事業である。
契約状況（方式）別 審査カテゴリ		入札・契約審査委員会 （ ☐ 審査対象外 ） ☒ 審査対象 [☐ 企画競争・公募 ☒ その他の随意契約] ☒ 委託事業
契約担当官名		支出負担行為担当官 農林水産省大臣官房参事官（経理）
契約 内 容	契約方式	随意契約
	会計法令 根拠条文	会計法第29条の3第4項（特命随意契約）
	応札者数	1 者 （うち公益社団法人等 0 者）
	契約相手方	株式会社JALブランドコミュニケーション 法人番号 7010701015248 （※ 同内容の過去3年間の契約相手方との実績 無）
	契約締結日	令和7年10月6日
	履行期間	令和7年10月6日 ～ 令和8年3月19日
	予定価格 (契約限度額)	円（非公表）
	契約金額	6,187,500 円
	落札率	%（非公表）

随 意 契 約 の 理 由 及 び 経 緯	1. 事業の目的 豪州や台湾では、国際線の航空機内において全席のモニターで肉製品が持込禁止である旨を伝える動画を放映し、旅客に肉製品の自主的な廃棄等を促すことで、動物検疫の実効性を高めるとともに、効率化を図っている。 こういった海外諸国の好事例に倣い、我が国でも動画放映を検討するため、効果検証を行った（効果があるのであれば、海外からの旅客数の多い季節に動画を放映し、自主廃棄を促すことで、限られた人員の中でより効率的な動物検疫が実施できると考えられる。）。 具体的には、動物検疫に係る動画（令和5年度に作成済）を国際線機内で放映し、空港においてアンケート調査（別事業として発注）を実施することで、効果検証を行った。 2. 随意契約を行う理由 （1）日本人利用者の多い航空会社である必要 事業開始前に、国際線を運航している航空会社にヒアリングしたところ、全ての便で同一の動画を放映することとなる（中国便は中国語、韓国便は韓国語という対応は不可）との回答があった。 また、空港でのアンケート調査は、空港保安上の制限により到着出口（税関検査後の出口）で行わざるを得ない一方で、到着出口は様々な国からの入国者が通行するため、特定の国からの入国者や運航数が少ない便の旅客にアンケート調査を行うことは現実的でない。これらを踏まえ、かつ、限られた予算の中でアンケート調査を行うには、入国者数が多く調査を実施しやすい日本人をターゲットとして動画放映を行うことが最も効果的であることから、国際線運行する航空会社の中で、日本人利用者数の多い航空会社である、日本航空株式会社（株式会社JALブランドコミュニケーション）又は全日本空輸株式会社（ANA X株式会社）のいずれかと契約する必要がある。 （2）30秒版と15秒版の放映に対応できる航空会社である必要 動物検疫に係る動画については、30秒版と15秒版の2バージョンがあることから、本格的な動画放映に向けた検討を行うためには、本事業による効果検証に当たり、30秒版と15秒版のいずれの放映時間がより効果的かについても検証する必要がある。 このため、今回の効果検証において、30秒版と15秒版について、時期を分けて放映を行い、それぞれの時期にアンケート調査を行うことで、これらの効果を比較するため、両バージョンを放映できる航空会社と契約する必要がある。 なお、全日本空輸株式会社に問い合わせたところ、30秒枠でしか取扱いを行っていなかったところ、（1）及び（2）により契約相手方に求められる条件のいずれも満たすのは、前述の2社のうち、国際線の映画前CM放映において、30秒版と15秒版の両方に対応できる日本航空株式会社（株式会社JALブランドコミュニケーション）のみであることから、会計法（昭和22年法律第35号）第29条の3第4項の規定に基づき、日本航空株式会社の航空機内において動画放映を行う株式会社JALブランドコミュニケーションと随意契約した。
一者応札となった原因	—
改 善 策	特命随契であるため、競争性はない。
備 考	

添付資料

- ① ☒ 仕様書(P4～P14) 及び予定価格の調書及び算定基礎(P15～P16)
- ② ☐ 企画競争の公告の写し
- ③ ☒ 随意契約理由書(契約方式の理由)(P17～P19)
- ④ ☒ 随意契約審査調書(P20～P22)、チェックリスト(P23～P27)
- ⑤ ☐ 企画書(企画競争、公募の場合)
- ⑥ ☐ 企画審査委員会審査結果、採点結果、企画審査検討経過記録
- ⑦ ☐ 随意契約審査調書(契約相手方決定時)
- ⑧ ☐ 1者応札改善策チェックシート(別紙含む)
- ⑨ ☒ 委託事業の場合は、事業概要(P28)
- ⑩ ☐ その他参考資料(※該当がある場合、資料の名称を当該括弧内に記入)

抽出案件概要（随意契約）

項 目	説 明 内 容	
契約名 (工事・物品・役務等の別)	令和7年度適正取引推進調査委託事業 (役務)	
概 要	生産者、集出荷団体、仲卸業者、小売業者等を対象に各段階での取引数量、取引金額等を調査し、その結果を用いて多様な流通におけるコスト構造等の実態を把握することにより、適正な価格形成に向けた検討に資することを目的として実施する。	
契約状況(方式)別 審査カテゴリ	入札・契約審査委員会 (☐ 審査対象外) ☒ 審査対象 [☒ 企画競争・公募 ☐ その他の随意契約] 一者応札(応募)改善策 ☒ 策定対象 ☐ 策定対象外 [☐ 公募 ☐ 次年度契約なし ☐ 研究開発 ☐ 改善の余地が見込まれない ☐ 複数応札] ☒ 委託事業	
契約担当官名	支出負担行為担当官 農林水産省大臣官房参事官(経理)	
契 約 内 容	契 約 方 式	随意契約
	会 計 法 令 根 拠 条 文	会計法第29条の3第4項(企画競争)
	応 札 者 数	1 者 (うち公益社団法人等 0 者)
	契 約 相 手 方	適正取引推進に向けた調査推進コンソーシアム(代表者 株式会社博報堂) 法人番号 8010401024011 (※ 同内容の過去3年間の契約相手方との実績 有 契約年度: 令和6年度)
	契 約 締 結 日	令和7年10月14日
	履 行 期 間	令和7年10月14日 ~ 令和8年3月16日
	予 定 価 格 (契約限度額)	51,799,000 円
	契 約 金 額	51,799,000 円
	落 札 率	100.0 %
随意契約の理由 及 び 経 緯		企画競争の公示: 令和7年8月25日 ~ 令和7年9月12日 (17日) 企画競争の説明会: 令和7年9月1日 (任意) 企画書提出締切日: 令和7年9月16日 企画提案会: 令和7年9月18日 応 札 者 の 条 件: 「役務の提供等」の「A」等級が対象であるが、 「B」「C」等級を追加し、対象を拡大した。 【応札者の条件の設定理由】 過去の提案状況から、競争参加資格を「A」等級のみに限定した場合、提案者が少数になることが懸念されるため、十分な競争性を確保するため、「A」「B」又は「C」等級に拡大した。

	【企画競争の結果概要】 本業務は、幅広い人脈を有し、かつ多数の関係者を管理・調整する能力を有し、調査に当たり専門的な知識・ノウハウを有する事業実施主体が、フードチェーンの各段階におけるコスト構造等の実態を把握するための調査を企画・執行を行うものであるため、一定の条件の下で企画書、プレゼンテーション等により、比較検討を実施し、最も優れた者を契約候補者に選定する企画競争を実施した。 選定に当たっては、企画審査基準により、企画審査委員会が企画提案書を審査・採点し、適正取引推進に向けた調査推進コンソーシアムが■■■■点中■■■■点を獲得し、契約候補者となり、会計法第29条の3第4項に基づき契約を締結した。
一者応札となった原因	(企画競争等の説明書受領業者一、企画競争説明会参加業者4者) 本業務は、令和6年度から行っている業務であり、昨年度1者応札となったことから、過去の成果物等の閲覧を可能とする旨の仕様書への記載及び業務内容を見直し、改善を行ったが、結果として1者応札となったもの。 (考えられる原因) 企画競争等の説明書受領業者のうち3者に対し、アンケートを実施し、原因を分析した結果、 ・他の受注案件を抱えており、当該公募時期(8月25日～9月12日)において、受注業務量の兼ね合いから必要な人員を確保できないと判断した。 ・公開されている情報が限定的であり、現在受託されている企業以外の新規事業者が本事業内容を行うと予算がオーバーしてしまうと感じた。 ・業務内容を確認した結果、参加をしても受注の見込みがないと判断した。(競合他社が多いと判断した。) などが理由と考えられる。
改 善 策	この結果を踏まえ、令和8年度の事業では、事業者が年度開始前から必要な人員の確保ができるよう、公募時期の見直しを行うことで改善を図った。 (実績) R8当初: 3月17日～4月7日 結果: 2者応札
備 考	令和8年度の事業である「令和8年度適正取引推進調査委託事業」では、2者からの応募があった。

添付資料

- ① ☒ 仕様書(P4～P17) 及び予定価格の調書及び算定基礎(P18～P19)
- ② ☒ 企画競争の公告の写し(P20)
- ③ ☒ 随意契約理由書(契約方式の理由)(P21～P22)
- ④ ☒ 随意契約審査調書(P23～P24)、チェックリスト(P25～P27)
- ⑤ ☒ 企画書(企画競争、公募の場合)(P28～P92)
- ⑥ ☒ 企画審査委員会審査結果(P93)、企画審査検討経過記録(P94～P100)、採点結果(P101～P103)
- ⑦ ☒ 随意契約審査調書(契約相手方決定時)(P104～P105)
- ⑧ ☒ 1者応札改善策チェックシート(別紙含む)(P106～P117)
- ⑨ ☒ 委託事業の場合は、事業概要(P118)
- ⑩ ☐ その他参考資料(※該当がある場合、資料の名称を当該括弧内に記入)

抽出案件概要（随意契約）

項	目	説 明 内 容
	契約名 (工事・物品・役務等の別)	令和7年度台湾における輸出支援プラットフォーム体制強化委託事業 (役務)
	概 要	輸出支援プラットフォームを運営し、現地において未開拓の現地商流の開拓等、現地発の取組を通じて輸出事業者等を包括的に支援
	契約状況(方式)別 審査カテゴリ	入札・契約審査委員会 (☐ 審査対象外) ☒ 審査対象 [☐ 企画競争・公募 ☒ その他の随意契約] ☒ 委託事業
	契約担当官名	支出負担行為担当官 農林水産省大臣官房参事官(経理)
契 約 内 容	契 約 方 式	随意契約
	会 計 法 令 根 拠 条 文	会計法第29条の3第4項(特命随意契約)
	応 札 者 数	1 者 (うち公益社団法人等 1 者)
	契 約 相 手 方	公益財団法人日本台湾交流協会 法人番号 8010405010370 (※ 同内容の過去3年間の契約相手方との実績 有 契約年度: 令和4年度～令和6年度)
	契 約 締 結 日	令和8年 3月 2日
	履 行 期 間	令和8年 3月 2日 ~ 令和9年 3月 31日
	予 定 価 格 (契約限度額)	35,000,000 円
	契 約 金 額	35,000,000 円
	落 札 率	100.0 %
	随意契約の理由 及 び 経 緯	「農林水産物・食品の輸出拡大のための輸出国規制への対応等に関する関係閣僚会議」における実行戦略資料(農林水産物・食品の輸出実行戦略令和5年12月改訂版)に「農林水産省から日本台湾交流協会への委託により海外事務所等における農林水産物・食品貿易担当官を配置し、その機能を強化する。」ことが明記されてるため、閣僚会議により事業の実施者が決定されたことから、公共調達の適正化について(平成18年8月25日付け財計第2017号財務大臣通知。以下「財務大臣通知」という。)1(2)の「①又は②の例示に該当しないものであってその他これに準ずるものと認められるもの」に基づき、財務大臣通知記1(2)①イ(ハ)「閣議決定による国家的プロジェクトにおいて、当該閣議決定により、実施者が明示されているもの」を準用し実施者が明示されているものと考えられる。 このため、会計法第29条の3第4項「契約の性質または目的が競争を許さない場合」に該当するため、公益財団法人日本台湾交流協会と随意契約を締結したものの。

一者応札となった原因	－
改 善 策	特命随契であるため、競争性はない。
備 考	

添付資料

- ① ☒ 仕様書(P4～P19) 及び予定価格の調書及び算定基礎(P20～P21)
- ② ☐ 企画競争の公告の写し
- ③ ☒ 随意契約理由書(契約方式の理由)(P22～P23)
- ④ ☒ 随意契約審査調書(P24～P26)、チェックリスト(P27～P32)
- ⑤ ☐ 企画書(企画競争、公募の場合)
- ⑥ ☐ 企画審査委員会審査結果、採点結果、企画審査検討経過記録
- ⑦ ☐ 随意契約審査調書(契約相手方決定時)
- ⑧ ☐ 1者応札改善策チェックシート(別紙含む)
- ⑨ ☒ 委託事業の場合は、事業概要(P33)
- ⑩ ☐ その他参考資料(※該当がある場合、資料の名称を当該括弧内に記入)

抽出案件概要（随意契約）

項 目	説 明 内 容	
契約名 (工事・物品・役務等の別)	令和7年度グローバル産地生産流通基盤強化緊急対策（GFPコミュニティ構築支援加速化対策委託事業（異業種連携を通じた輸出促進）） (役務)	
概 要	本事業は「おいしい日本、届け隊」プロジェクトとして、多様な人材・事業者などが日本の農林水産物・食品の輸出分野に関わるきっかけを作っていくこと、輸出に意欲のある人材や事業者が柔軟に連携を図り、輸出事業拡大、および新たな可能性を切り開くことを目的とし実施するものである。	
契約状況（方式）別 審査カテゴリ	入札・契約審査委員会 (☐ 審査対象外) ☒ 審査対象 [☒ 企画競争・公募 ☐ その他の随意契約] 一者応札（応募）改善策 ☒ 策定対象 ☐ 策定対象外 [☐ 公募 ☐ 次年度契約なし ☐ 研究開発 ☐ 改善の余地が見込まれない ☐ 複数応札] ☒ 委託事業	
契約担当官名	支出負担行為担当官 農林水産省大臣官房参事官（経理）	
契 約 内 容	契 約 方 式	随意契約
	会 計 法 令 根 拠 条 文	会計法第29条の3第4項（企画競争）
	応 札 者 数	1 者 （うち公益社団法人等 0 者）
	契 約 相 手 方	「おいしい日本、届け隊」コンソーシアム 代表者 株式会社マイナビ 法人番号 3010001029968 (※ 同内容の過去3年間の契約相手方との実績 無)
	契 約 締 結 日	令和8年 3月 31日
	履 行 期 間	令和8年 3月 31日～ 令和9年 3月 24日
	予 定 価 格 (契約限度額)	19,995,000 円
	契 約 金 額	19,995,000 円
	落 札 率	100.0 %
随意契約の理由 及び経緯	企画競争の公示：令和8年2月19日～令和8年3月6日（14日） 企画競争の説明会：令和8年2月26日（任意） 企画書提出締切日：令和8年3月9日 企画提案会：令和8年3月12日 応札者の条件：「役務の提供等」の「B」等級が対象であるが、 「A」、「C」、「D」等級を追加し、対象を拡大した。 【応札者の条件の設定理由】 今回の調達案件の予算額に対応する入札参加資格は「B」ランクに該当する業者であるが、本業務は、これまで実施することがなかった新分野の輸出促進対策であり、実施可能な事業者が少なくなると見込まれるため1者応札や応札者がいない恐れがあることから、十分な競争性を確保するため、「A」、「B」、「C」等級及び「D」等級に拡大した。	

	【企画競争の結果概要】 本業務は、農林水産分野に限定せず、多様な領域からの輸出参画に向けた企画力、既存の枠組みにとらわれない発想力、業界を越えた情報収集力やネットワークを有し、効率的な運営と進捗管理ができる力が求められるため一定の条件の下で企画書、プレゼンテーション等により、比較検討を実施し、最も優れた者を契約候補者に選定する企画競争を実施した。 選定に当たっては、企画審査基準により、企画審査委員会が企画提案書を審査・採点し、「おいしい日本、届け隊」コンソーシアムが██████点中██████点を獲得し、契約候補者となり、会計法第29条の3第4項に基づき契約を締結した。
一者応札となった原因	(企画競争等の説明書受領業者一、企画競争説明会参加業者3者) 本業務は、昨年度の類似事業が1者応札となったことから、既存受託事業者が内容を熟知しており有利となるような内容を仕様書から極力排除し、新規事業者が提案しやすい内容とし、広く周知を図ったが、結果として1者応札となったもの。 (考えられる原因) 企画競争の説明会参加者に対し、アンケートを実施し、原因分析した結果、WEBコンテンツやマッチングプラットフォームの運用への対応が主な実施事項であり、社の強みを生かすににくいといった声があり、専門分野・得意分野と異なる内容が含まれていたこと などが理由と考えられる。
改 善 策	アンケート調査の結果を踏まえ、改善策として、 応札の幅を広げるため、専門分野が異なっても応札できるよう、共同事業体での参加を可能としていたところであり、今後も引き続き同要件を設定し、説明会等でその旨を説明する。 このほか、新規参入事業者が事業計画や実施体制の検討、必要な人員の確保ができるよう、可能な限り入札公告の早期化をするとともに入札説明会から提案書等提出までの延長を行うことや、過去の成果物やマニュアル、その他業務を行う上で参考となる情報を仕様書に明記するとともに、入札公告中の閲覧も可能とすること、次年度に向けた業務量見直しを行う。
備 考	

添付資料

- ① ☒ 仕様書(P3～P53) 及び予定価格の調書及び算定基礎(P54～P55)
- ② ☒ 企画競争の公告の写し(P56)
- ③ ☒ 随意契約理由書(契約方式の理由)(P57～P58)
- ④ ☒ 随意契約審査調書(P59～P61)、チェックリスト(P62～P66)
- ⑤ ☒ 企画書(企画競争、公募の場合)(P67～P104)
- ⑥ ☒ 企画審査委員会審査結果(P105)、企画審査検討経過記録(P106～P108)、採点結果(P109～P110)
- ⑦ ☒ 随意契約審査調書(契約相手方決定時)(P111～P113)
- ⑧ ☒ 1者応札改善策チェックシート(別紙含む)(P114～P118)
- ⑨ ☒ 委託事業の場合は、事業概要(P119)
- ⑩ ☐ その他参考資料(PR版)

抽出案件概要（随意契約）

項 目		説 明 内 容
契約名 (工事・物品・役務等の別)		令和7年度、令和8年度及び令和9年度2027年国際園芸博覧会安全確保委託事業（会場内警備に係る業務） (役務)
概 要		本業務は、2027年国際園芸博覧会において開催国政府として、最も基本的かつ重要で、インフラともいえる安全確保について、近年の警備事案や事故を受け、万博誘致当初よりも高い水準が必要であるとの考えの下、園芸博覧会会場内で来場の安全確保に万全を期すことを目的として実施する委託事業である。
契約状況(方式)別 審査カテゴリ		入札・契約審査委員会 (☐ 審査対象外) ☒ 審査対象 [☐ 企画競争・公募 ☒ その他の随意契約] ☒ 委託事業
契約担当官名		支出負担行為担当官 農林水産省大臣官房参事官（経理）
契約 内 容	契約方式	随意契約
	会計法令 根拠条文	会計法第29条の3第4項（特命随意契約）
	応札者数	1 者（うち公益社団法人等 1 者）
	契約相手方	公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会 法人番号 3020005015278 (※ 同内容の過去3年間の契約相手方との実績 無)
	契約締結日	令和8年3月25日
	履行期間	令和8年3月25日 ～ 令和9年12月28日
	予定価格 (契約限度額)	■■■■■■■■■■ 円（非公表）
	契約金額	5,647,816,000 円
	落札率	■■■■ %
随意契約の理由 及び経緯		（公社）2027年国際園芸博覧会協会（以下、「博覧会協会」）は「令和九年に開催される国際園芸博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律（以下「特別措置に関する法律」という。）」第2条に基づき、2022年4月8日に、博覧会の準備及び運営、それらに附帯する業務を適正かつ確実にを行うことができる法人として、指定されていること。 また、「公共調達の適正化について」記の1の（2）の①イ（イ）「法令の規定により、契約の相手方が一に定められているもの」に該当することから、本業務は競争性のない随意契約によらざるを得ないものである。 以上により、博覧会協会と会計法第29条の3第4項の規定により随意契約を行ったものである。

一者応札となった原因	
改 善 策	特命随契であるため、競争性はない。
備 考	

添付資料

- ① ☒ 仕様書(P3～P19)及び予定価格の調書及び算定基礎(P20～P21)
- ② ☐ 企画競争の公告の写し
- ③ ☒ 随意契約理由書(契約方式の理由)(P22～P24)
- ④ ☒ 随意契約審査調書(P25～P27)、チェックリスト(P28～P33)
- ⑤ ☐ 企画書(企画競争、公募の場合)
- ⑥ ☐ 企画審査委員会審査結果、採点結果、企画審査検討経過記録
- ⑦ ☐ 随意契約審査調書(契約相手方決定時)
- ⑧ ☐ 1者応札改善策チェックシート(別紙含む)
- ⑨ ☒ 委託事業の場合は、事業概要(P34)
- ⑩ ☐ その他参考資料(※該当がある場合、資料の名称を当該括弧内に記入)